

政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)概要

政府の危機管理組織の在り方に関する検討の要請

(原子力規制委員会設置法、平成25年の災害対策基本法改正案及び大規模災害復興法案に対する衆・参院特附帯決議、国土強靱化基本法、東日本大震災復興加速化のための第4次提言)

現在の状況

- 省庁横断的な対応(「縦割り」ではない対応)として、
 - ・各府省庁が所掌事務に基づき対応し、内閣官房及び内閣府が総合調整を実施。緊急時には緊対本部等を設置。
 - ・内閣総理大臣、防災担当大臣の調整権限に基づき各省庁を指揮。
- 緊急事態の類型により根拠法・主管府省庁が定められているが、初動対応は内閣官房において一元的に総合調整を実施。
- 発災時には現地対策本部等を設置し、また国と自治体の合同会議を開催する等により、各省庁、自治体と情報共有、連携。
- 東日本大震災を踏まえ緊対本部事務局要員の増員等、体制を強化。
- 人事異動、出向等により専門性が蓄積されにくいため、予備役制度の活用や研修・訓練の実施により対応。

各国の危機管理組織の状況

- アメリカでは、州政府の対応能力を超えた災害等に対しFEMAがオールハザード・アプローチにより州政府を支援。
- それ以外の**各国の危機管理組織の機能**は、主に発災時の初動対応段階に組織される**閣僚級等の意思決定機関の事務局**としての役割や、**被災情報の集約**、**関係省庁間の調整等**(イギリスCCS、ドイツKM局、フランスDGSCSC等)。
- 災害発生時には調査した全ての国で関係省庁間の調整の場が設けられ(イギリスNSC-THRC、ドイツ危機管理タスクフォース、フランスCIC等)、当該組織を中心に関係省庁間の災害対応。
- 災害担当の職員数は少ない場合が多く(イギリス約60名、フランス約150名)、大きな組織を設置しているのはアメリカのFEMAのみ。
- アメリカでもFEMAが全ての災害対応を担っているのではなく、各国において、主担当となる省庁を中心に関係省庁が連携して対応する枠組みが設けられている。
- 諸外国では、危機管理を担当する組織の下に研修・訓練機関が設置されている例が見られる(アメリカEMI、イギリスEPC、ドイツAKNZ等)。

今後の対応策

- 組織構成如何にかかわらず、**大規模災害時に国・地方を通じた関係機関が持てる力を最大限に発揮できるかどうか**がポイント。
- 緊対本部・非対本部の指揮の下**、**都道府県・市町村と密接・的確に連携し**、**内閣官房・内閣府が総合調整を適切に行い**、**関係省庁が連携して持てる力を最大限に発揮**することが肝要。
- 都道府県・市町村や関係省庁との連携・調整がより円滑かつ効率的に行えるよう、**平時からの対応を含めて改善を図っていくことが必要**。
(「日本版FEMA」のような統一的な危機管理対応官庁の創設等中央省庁レベルでの抜本的な組織体制の見直しの検討については、現段階では積極的な必要性は直ちには見出しがたい。)

以下の取組を着実に行うことが重要。(重要性は平成26年の災害対応でも再認識)

(大規模災害発生時の政府の体制強化)

- 災害対応に必要な体制・人員を検討。
 - ・**緊対本部や現地に派遣する職員を交代要員も含めて十分確保**し、不十分な場合は増員も含め検討。
 - ・災害発生が予測される段階でも対応できるよう制度の充実を検討。
 - ・関係府省庁は、緊対本部事務局、現地本部等への派遣に必要な人員を確保。
 - ・**該当職員をあらかじめ特定し、定期的な研修・訓練を通じて災害対応能力の向上を図る**。

(関係府省庁間の連携強化等)

- 次のような個々の取組により関係府省庁間の連携を強化。
 - ・救助・救急・消火、医療活動、物資調達、燃料補給、防災拠点、緊急ルートなど、具体計画に関する検証を進め、更に実効性を向上。
 - ・物資調達システムも活用し、被災地への物資支援の具体的取組を推進。
 - ・テレビ会議等も活用した現地対策本部や自治体との連携の強化、迅速な情報収集や政府部内での情報共有を行うための仕組みを検討。SNSを活用した情報収集を検討。
 - ・国による災害廃棄物処理の代行等廃棄物の適正な処理等について法整備。
 - ・各府省庁・政府の業務継続計画の実効性について評価、見直し。
 - ・米国FEMAのESFのような、政府全体で連携した対応の枠組みの整備を検討。
 - ・国土強靱化基本計画等を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を想定した災害対応を検討。
 - ・合同調整所の設置や部隊間の情報共有の促進、実動部隊の連携強化による現場への投入の迅速化。
 - ・関係機関が相互に連携した実践的な訓練を通じた災害対応の共有・改善。
- 災害対応業務及びその手続き・実務等の標準化を推進。

(複合災害対策の強化)

- 複合災害(特に原子力災害)を想定した対策を推進。
 - ・初動対応において、**緊対本部と原災本部の合同会議**を開催。
 - ・**両本部の情報共有ネットワークの相互導入等ハード整備**、**リエゾン相互派遣**を実施。
 - ・両現地対策本部の緊密な連携による情報共有等。
 - ・実動組織の調整、被災者支援等において両本部が一元的な事務の実施。
 - ・**複合災害の発生を想定した訓練を通じた連携の強化**。

(平時・発災時を問わない地方自治体との連携強化)

- 発災時の国と都道府県の合同会議開催や、中央と現地本部間のテレビ会議による情報共有の取組をルール化するとともに、次のような仕組みを検討。
 - ・内閣府(防災担当)は地方に出先機関を持たないことから、迅速な状況把握のため、市町村に派遣される各省庁出先機関等の職員を国を代表する職員とする仕組みを設け、**該当職員をあらかじめ特定し、定期的な研修や自治体との顔の見える関係づくり**を行う。
 - ・市町村が壊滅的な被害を受け被災状況が把握できない場合に、**国、実動機関、都道府県等が連携し、情報空白域の被災市町村に職員を派遣**。
 - ・国が府省庁の所管に関わりなく被災自治体を支援する仕組みの創設等を検討。
- 国と自治体**の合同訓練や関係者会議設置等により「**顔の見える関係**」の構築を検討・推進。
- (人材育成、研修・訓練の充実)
 - 防災関係業務経験者を内閣府(防災担当)や防災関係部局へ配置・出向、防災・実動機関OBを活用、内閣府(防災担当)の予備役制度の拡充等の人事運用を検討、推進。
 - 中期的な視点に立った**防災訓練中期計画の作成**。
 - 他機関・自治体と連携した研修・訓練等、既存の研修・訓練を充実。
 - 各府省横断的な研修・訓練の在り方について検討。

自然災害をはじめとする危機管理対応は不断の見直しと改善が不可欠であり、**今後とも、上記の取組の進捗状況や成果を検証しながら**、組織体制の見直しも排除することなく必要な対策の検討と実践を図り、よりよい危機管理対応体制を目指していく。